

スマートフォン・パソコンをお持ちの方は必ず登録!!

【スマイル トゥ スマイルとは?】

事務局と会員がお仕事に関する情報をやり取りする会員専用サイトです。スマートフォンやパソコンで24時間いつでも閲覧することができ、情報をいち早く受け取ることができます。

携帯の電話番号を登録している会員の皆様へは、事務局よりログインID・仮パスワードが載ったログイン情報通知書を送付済みです。お手元にある方はご登録をお願いします。(※ガラケーの方は登録できませんのでご了承下さい)

- ◎ ログイン通知書を紛失してしまった方
- ◎ 登録のやり方がわからない方

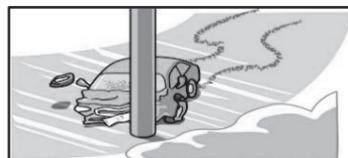
こちらに該当する方は
直接事務局までお越し
ください!!

安全就業ニュース

雪道での転倒・交通事故に注意!!

この時期、降雪によって歩道や車道は大変滑る状況です。今後も、積雪や凍結により路面状況が悪い日が続きます。

転倒や交通事故防止のため、以下の点に注意しましょう。



★ 運転するときの注意点



- ① “急な”運転操作はしない
(アクセル・ブレーキ・車線変更)
- ② 車間距離はふだんより2倍長くとる
(凍結路はとくに注意)
- ③ ブレーキは数回に分けて踏む
(車の横滑り防止)
- ④ 出発時刻をふだんよりも早くする
(時間に余裕をもって焦らずに運転)
- ⑤ スピードをふだんよりも抑える
(雪がなくても凍結している場合有り)

【冬場の運転は、スピードを抑え、ゆっくりと丁寧な運転操作をしましょう!!】

事務局だより

【第 155 号】
令和7年1月24日 発行
公益社団法人 八戸市シルバー人材センター

明けましておめでとうございます



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様はどのような年末年始を過ごされましたでしょうか。今年は年の瀬らしい寒さでしたが、八戸は大雪が続くことなく過ごしやすい毎日だったのではないのでしょうか。これから本格的な寒さとなってきますのでお体に気を付けてお過ごしください。本年が会員の皆様にとって幸多き一年でありますようお祈り申し上げます。



☆ 講習会のお知らせ ☆

講習会名	日時	場所	備考
うみねこヘルパー 養成研修 ※受講内容等は別添チラシ をご覧ください	令和7年2月6日(木) 午前10時～午後15時30分 (受付:9時30分～)	八戸市福祉公民館 2階 図書資料室 	定員15名 (先着順) 申込締切 2月3日(月)
ハウスクリーニング 講習 ※受講内容等は別添チラシ をご覧ください	令和7年2月27日(木) 午後13時30分～午後16時30分 (受付:13時～)	八戸市福祉公民館 2階 図書資料室 	定員15名 (先着順) 申込締切 2月19日(水)

上記の講習にご興味のある方は 担当:堀内 までご連絡ください!!

～ 本年もどうぞよろしくお願いたします ～
事務局職員一同

常務理事兼事務局長 山谷 哲也
業務課長 西村 龍 庶務課長 三浦 協子
業務主任 名久井 勇磨 業務主事 堀内 美佐江 業務主事 大橋 侑弥 業務主事 西田中 陽平
庶務主事 菱事 結衣 庶務主事 大久保 亜希子 嘱託職員 下沢 美津子

会員の皆様へ

1・2・3月の入会がお得!!

1月～3月中に入会した方は令和6年度の**年会費(¥3,000)が免除**になります!
この機会に会員の皆様の奥様・旦那様・ご友人の方でまだ会員ではないという方がいましたらぜひ入会をお勧め下さい!夫婦で登録しますと、「夫婦会員制度」も該当になります。

【夫婦会員制度とは?】

【通常の場合の年会費】

1名につき	
センター会費	2,000円
互助会費	1,000円
年会費	3,000円



【夫婦で入会した場合の年会費】

1名につき	
センター会費	1,000円
互助会費	500円
年会費	1,500円



夫婦で登録すると、年会費¥3,000が半額の¥1,500になります!

【ご夫婦で入会済みの方へ】

夫婦会員制度利用の為には申請が必要になりますので、既に夫婦で登録をされていて申請がまだという方は事務局(Tel44-6448)までご連絡下さい。

～フリーランス新法と新しい契約方式～

令和6年11月1日に施行となった「フリーランス新法」とはフリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。請負で就業する場合、シルバー人材センターの会員の皆様もこのフリーランスに該当しますので、安心・安全に就業できる環境を整備するため契約方法の見直しを行います。皆様におかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

【※詳しくは会報「黄菊」に掲載がありますのでそちらをご覧ください】

◎配分金及び派遣給与の支払日は下記のとおりです◎

【配分金支払日】

1月分	2月25日(火)
2月分	3月25日(火)
3月分	4月25日(金)

【派遣給与支払日】

1月分	2月27日(木)
2月分	3月27日(木)
3月分	4月25日(金)

就業形態(請負・派遣)によって支払日が異なりますので、ご注意ください

いざという時のために、会員証の携行及び緊急連絡先の把握をしましょう!!

休日・夜間の緊急連絡先は ☎ 090-2024-5180 です。

上記の連絡先は会員証へ記載されていますが、携帯電話をお持ちの方は電話帳へ登録し、必要になった時、速やかに連絡が出来るようにしておきましょう。

また、緊急時以外の連絡は事務局業務時間内に 0178-44-6448 までお願いいたします。

◆令和6年分「配分金支払証明書」は、1月中に圧着はがき(または封書)でお届けになります◆



～『配分金収入等の所得税法上の取り扱いについて』～

シルバー人材センター会員の配分金収入等については、次のように取り扱われます。

- ◎ シルバー人材センターでの配分金や給与所得・公的年金等の受給がある方については、確定申告が必要な場合があります。この場合配分金収入については、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、必要経費として55万円までの控除が認められています。{配分金収入以外に「給与所得」(派遣就労等)がある方は、両方の合算額からの控除となります。}
- ◎ なお各会員ごとに、所得税の確定申告内容は異なりますが、シルバー人材センターが発行した「配分金支払証明書」が必要になる場合がありますので、確定申告の際は申告書類と併せて最寄りの税務署または、八戸市住民税課にご持参くださるようお願いいたします。

■計算式を例示しますと下記のとおりです。

例：収入がセンターからの配分金と公的年金等の場合※

$$\begin{aligned} & \{ (配分金 - 必要経費の控除55万円) + (公的年金等 - 公的年金等控除) \\ & - \{ 基礎控除48万円※ + その他の所得控除 \} \} \times 適用税率 = 所得税額 \\ & ※合計所得金額が2,400万円以下の場合 \end{aligned}$$

■公的年金等控除額について

公的年金等控除額は年齢、年金等の収入金額、公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額によって変わります。

☆ 詳しい内容についてお尋ねになりたい場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

***** マイナンバー提出ご協力のお願い(派遣就業会員) *****

平成28年より「マイナンバー」の運用が始まっております。
就業形態「派遣」で就業した場合は連合会へマイナンバーを提供する必要があります。
該当する方は個別に連絡をしますので、その際にはご協力宜しくお願い致します。



(※シルバー人材センターから支払われる通常の「配分金」は、マイナンバー利用事務の対象外ですので、マイナンバーをセンターに提出して頂く必要はありません)
